

○特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件(平成十二年郵政省告示第三百十五号)の一部を改正する告示案
 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の十六第二号の規定に基づき、特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を次のように定める。</p> <p>一 特定ラジオマイク <u>の無線設備の空中線及び附属装置</u>その他これに準ずるもの</p> <p>二 (略)</p>	<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の十六第二号の規定に基づき、特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を次のように定める。</p> <p>一 特定ラジオマイク <u>用付属装置</u>その他これに準ずるもの</p> <p>二 (略)</p>